

一般廃棄物収集運搬業の許可申請について

他人の一般廃棄物(ごみ)を収集運搬することを業とする者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長(北部松山衛生センター組合長)の許可を受けなければなりません。

一般廃棄物処理業の許可申請について

他人の一般廃棄物(ごみ)を処理(処分)することを業とする者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長(北部松山衛生センター組合長)の許可を受けなければなりません。

罰 則

収集運搬又は処理(処分)を無許可で行った者は、懲役5年以下若しくは1,000万円以下の罰金又は併科という重い罰が科せられます。

事業者の責務

事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第7項の規定により、廃棄物の収集運搬又は処分を許可のない者に委託した場合は、違反行為となり、上記と同じ罰が科せられます。

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 年 月 日

北部桧山衛生センター組合長 殿

住所
氏名 印

北部桧山衛生センター組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条第1項の規定により、一般廃棄物収集、運搬業の許可を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|--|--------|
| 1 一般廃棄物の種類 | 別紙 (1) |
| 2 収集、運搬に関する基本計画 | 別紙 (2) |
| 3 収集、運搬施設 | 別紙 (3) |
| 4 事業計画、事業予算 | 別紙 (4) |
| 5 法人の場合、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本 | 別紙 (5) |
| 6 住民票の写 (申請人が個人の場合) | 別紙 (6) |
| 7 運搬に関する知識、技能及び経験年数 | 別紙 (7) |
| 8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イ～ニまで及びへ～チまでの規定に該当しない旨を記載した書類 | 別紙 (8) |
| 9 その他組合長が指示する書類 | |

一般廃棄物処理業許可申請書

平成 年 月 日

北部桧山衛生センター組合長 殿

住所

氏名

印

北部桧山衛生センター組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|--|--------|
| 1 一般廃棄物の種類 | 別紙 (1) |
| 2 処理に関する基本計画 | 別紙 (2) |
| 3 処理又は保管施設 | 別紙 (3) |
| 4 維持管理計画 | 別紙 (4) |
| 5 法人の場合、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本 | 別紙 (5) |
| 6 住民票の写 (申請人が個人の場合) | 別紙 (6) |
| 7 処理に関する知識、技能及び経験年数 | 別紙 (7) |
| 8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イ～ニまで及びへ～チまでの規定に該当しない旨を記載した書類 | 別紙 (8) |
| 9 その他組合長が指示する書類 | |

申請に必要な書類の一覧

○=必要書類

必 要 書 類	収集運搬業		処理業	
	新規	更新	新規	更新
1 申請書	○	○	○	○
2 一般廃棄物の種類	○	○	○	○
3 収集、運搬又は処分に関する基本計画	○	○		
4 運搬車両の一覧（登録番号、種別、積載量等）	○	○		
5 運搬車両の写真、車検証の写	○	○		
6 運搬に関する知識、技能及び経験年数	○	○		
7 事業計画、事業予算に関する書類	○	○	○	○
8 法人の場合は定款、個人の場合は住民票	○	○	○	○
9 登記簿謄本の写(法人の場合)	○	○	○	○
10 役員名簿	○	○	○	○
11 直前の事業年度における決算書	○	○	○	○
12 誓約書(廃棄物処理法第7条第5項第4号に非該当)	○	○	○	○
13 納税証明書の写（町税、道税）	○	○	○	○
14 保有施設、機材等			○	○
15 施設の平面図、立面図、側面図			○	○
16 施設の構造を明らかにする図面			○	○
17 処理工程図			○	○
18 施設の位置図			○	○
19 付近の見取り図			○	○
20 一般廃棄物処理施設設置許可証の写（許可必要施設）			○	○
21 維持管理計画書			○	○
22 処理に関する基本計画（中間処理又は最終処分計画）			○	○
23 技術管理者又は資格者証の写（設置許可施設）			○	○
24 一般廃棄物実務管理者講習修了証の写	○		○	

※上記の書類の他、必要に応じ提出を求める場合があります。